

長与町イメージキャラクター取扱要綱

平成23年7月22日

要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、別記1に掲げるキャラクター（以下「基本キャラクター」という。）のほか、基本キャラクターをもとにデザインされたもの及びその関連キャラクターをいう。

(使用の範囲)

第3条 キャラクターは、町をより良く町内外に広く宣伝するため、公共又は民間の施設、広報、案内、特産品、工芸品、名刺及び物品等に使用できるものとする。

2 前条に規定するキャラクターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 公共団体等 基本キャラクター、基本キャラクターをもとにデザインされたもの及びその関連キャラクター
- (2) 非営利団体及び営利を目的とする団体・個人 基本キャラクター
- (3) その他、町長が特に認めたもの 基本キャラクター、基本キャラクターをもとにデザインされたもの及びその関連キャラクター

(使用許可申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、長与町イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、長与町が使用する場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 長与町から提供するもののほか、新聞、テレビ、雑誌等が報道の目的で使用する場合
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が許可申請の手続きをする必要がないと認めた場合

(使用の許可)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について次の基準をもとに審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を許可の日から起算して5年を経過した日以後、最初の3月31日を限度として許可するものとする。

- (1) 長与の特産品として認められるもの
- (2) 長与町の産物を利用して生産、製造、加工等をしたもので、キャラクター使用に適したもの
- (3) その他、長与町に関係するもので、キャラクター使用に適したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 本町の信用または品位を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。
- (3) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長がキャラクターの使用を適当でないと認めたとき。

3 町長は、キャラクターの使用の可否について、長与町イメージキャラクター使用（許可・不許可）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項本文の規定によりキャラクターの使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

- (2) 許可された用途のみに使用すること。
 - (3) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写しをもって代えることができる。
 - (4) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等、応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
 - (5) 前号ただし書きによりデザイン等の変更を求める場合は、変更後のデザイン等を提出し、許可を受けなければならない。なお、変更後の二次的著作物に対する著作権は長与町に譲渡するものとし、著作権者人格権の行使は行わないものとする。
 - (6) 「ナガヨミックン」等、長与町が指定する名称等を付記すること。
- 2 前項第4号ただし書の規定による変更後の二次的著作物に対する著作権は長与町に譲渡するものとし、著作権者人格権の行使は行わないものとする。

(使用許可内容の変更・更新)

第7条 使用者は、キャラクターの使用許可の内容を変更及び更新しようとするときは、あらかじめ、長与町イメージキャラクター使用(変更・更新)許可申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該使用許可にかかる変更の適否について長与町イメージキャラクター使用変更・更新(許可・不許可)通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、変更及び更新については、第5条の規定を準用する。

(使用許可の終了)

第8条 使用者は、使用許可を辞退する場合又は使用許可期間が満了する場合は、遅滞なく長与町イメージキャラクター使用終了届出書(様式第5号。以下「終了届出書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、使用許可期間が満了する場合において、前条の規定により変更申請書を提出した場合は、この限りでない。

2 使用許可期間が満了する場合において、変更申請書又は終了届出書を提出しなかった場合は、使用許可期間の満了日をもって終了届出書を提出したものとみなす。

(違反等に対する取扱い)

第9条 町長は、使用の許可を受けないで使用している者並びに使用者が第6条に規定する事項を遵守しなかったとき及びこの要綱に違反したときは、長与町イメージキャラクター使用(指示・差止め・取り消し)命令書(様式第6号。以下「命令書」という。)により、必要な指示、使用の差止め又は取消し(以下「命令等」という。)を行うことができる

2 前項に規定する命令等を受けた者は、直ちに、その命令等に従わなければならない。

3 町長は、第1項に規定する命令等を受けた使用者が、その命令等に従わないときは、使用許可を取り消すものとする。

4 前3項の規定は、第4条の規定により申請書の提出を省略できると認められた者について準用する。

5 前4項の規定に基づき命令等を受けた者に、命令等により損害が生じても、町はその責めを負わないものとする。

(台帳の整備)

第10条 町長は、第4条第1項の規定により申請書を受付したとき及び第7条第1項の規定により変更申請書を受付したときは、長与町イメージキャラクター申請台帳(様式第5号)により記録しなければならない。

(庶務)

第11条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記1 (第2条関係)



ナガヨミックン

長与町イメージキャラクター使用許可申請書

年 月 日

長 与 町 長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号

印

キャラクターの使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用品目	冊子 ・ チラシ ・ ポスター ・ 包装紙 ・ 商品パッケージ その他（ ）
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
作成数	
販売の有無	有（単価 円） ・ 無
連絡先	(団体名等) (担当者氏名) (担当部署) (電話番号)
備考	

- ※添付書類
- 1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
 - 2) 申請者の概要、状況がわかるもの
 - 3) その他

長与町イメージキャラクター使用（許可・不許可）通知書

年 月 日

様

長与町長

年 月 日付で申請のありましたキャラクターの使用については、下記のとおり決定します。

記

1、下記の内容で許可します

許可番号	第 号
使用目的	
使用品目	冊子 ・ チラシ ・ ポスター ・ 包装紙 ・ 商品パッケージ その他（ ）
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
作成数	
許可条件	(1) キャラクター使用許可申請書の申請内容どおりに使用すること。 (2) 長与町イメージキャラクター取扱要綱の規定を遵守すること。 (3) 使用期間が終了した場合又は使用を辞退する場合には、遅滞なく終了届を提出すること。

2、下記理由により不許可とします。

不許可の理由	
--------	--

様式第3号（第7条関係）

長与町イメージキャラクター使用（変更・更新）許可申請書

年 月 日

長与町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

印

年 月 日付で許可を受けましたキャラクターの使用（変更・更新）について、下記のとおり行いたいので申請します。

記

許可番号	第 号	
変更・更新事項		
変更の場合 その理由		
変更・更新内容	変更・更新前	変更・更新後

長与町イメージキャラクター使用変更・更新（許可・不許可）通知書

年 月 日

様

長与町長

年 月 日付で申請のありましたキャラクターの使用については、下記のとおり決定します。

記

1、下記の内容で許可します

許可番号	第 号	
変更・更新事項		
変更・更新内容	変更・更新前	変更・更新後
許可条件	(1) キャラクター使用変更・更新許可申請書の申請内容どおりに使用すること。 (2) 長与町イメージキャラクター取扱要綱の規定を遵守すること。 (3) 使用期間が終了した場合又は使用を辞退する場合には、遅滞なく終了届を提出すること。	

2、下記理由により不許可とします。

不許可の理由	
--------	--

長与町イメージキャラクター使用終了届出書

年 月 日

長与町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

印

年 月 日付で使用許可のありましたキャラクターの使用については、使用を終了することを届出いたします。

記

許可番号	第 号
許可品目	
終了日	

長与町イメージキャラクター使用（指示・差止め・取り消し）命令書

年 月 日

様

長与町長

長与町キャラクターの使用については、下記のとおり命令いたします。

記

1、下記のとおり指示いたします

許可番号	第 号	
指示事項		
指示内容	指示前	指示後
改善期限		

2、下記理由により使用を差止めいたします。

許可番号	第 号	
差止め事項		
差止め理由		
差止め期間		

3.下記理由により使用許可を取り消します。

許可番号	第 号	
取り消し理由		
取り消し日		

